

インフルエンザ出席停止期間早見表

登園可能になるには、下の2つの条件を満たさないと登園できません。

① 解熱後3日が経過していること

② 発熱後5日が経過していること

発症した日は、発熱の症状が現れた日を指します。日数を数える際は、発症日は含まず、翌日からを発症1日目と数えます。

下の表に日付を記入し、登園日の確認をお願いします。

例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後 1日目に解熱した場合		解熱 1日目 2日目 3日目								
発症後 2日目に解熱した場合			解熱 1日目 2日目 3日目							
発症後 3日目に解熱した場合				解熱 1日目 2日目 3日目						
発症後 4日目に解熱した場合					解熱 1日目 2日目 3日目					

※乳幼児の場合、免疫機能の発達が十分でなく、ウイルスの増殖・排出が長期に渡って続くと考えられているため、学校に通う子どもより解熱後の出席停止期間が1日長く設けられています。